

＼令和6年10月分（令和6年12月支給分）からの／

# 児童手当制度

所得制限  
の撤廃

支給対象が  
高校生年代  
まで拡充

手当の支給  
が年6回

2月・4月・6月・8月  
10月・12月

多子加算の拡充

第3子以降は月額1名あたり3万円

多子加算の児童  
の年齢拡充

第3子以降のカウントの対  
象が大学生年代(22歳年度  
末まで) までのお子さん

## ◆手当月額◆

	第1子・第2子	第3子以降
3歳未満	15,000円	30,000円
3歳～18歳	10,000円	

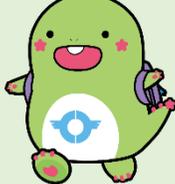
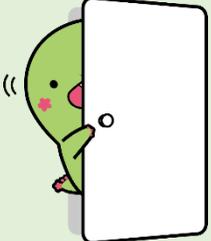
東金市 市民福祉部 子育て支援課 子育て給付係  
0475-50-1202 (平日8:30-17:15)



## 多子加算のカウント方法

※支給対象となる児童の数え方は、22歳に達する日以後の最初の3月31日までのお子さんを対象として、上から順に第1子、第2子…と数えます。

カウント方法の例

4歳	8歳	17歳	19歳	23歳
				
第4子	第3子	第2子	第1子	カウントなし
30,000円	30,000円	10,000円	支給なし	

18歳になって最初にくる3/31まで      22歳になって最初にくる3/31まで

申請は、出生や転入した翌日から15日以内にお願いいたします。

○15日特例について

児童手当は、原則、申請した月の翌月分からの支給となります。

ただし、誕生日や転入した日(異動日)が月末に近い場合、申請日が翌月になっても異動日の翌日から15日以内であれば、申請月分から支給されます。申請が遅れると、原則として、遅れた月分の手当を受けられなくなりますのでご注意ください。

○申請方法

- ・子育て支援課窓口での申請
- ・郵送申請
- ・オンライン申請(「マイナポータル」の「ぴったりサービス」)

○必要な物

- ・受給者となる方の本人確認書類(運転免許証やマイナンバーカード)
  - ・受給者となる方の振込口座(通帳かキャッシュカード)
  - ・受給者となる方のマイナンバー(個人番号)
- ※状況によりその他必要な物がある場合があります。

## 東金市公式 LINE へのご登録を

支払日やHP更新などの情報を発信します。(※支払通知の郵送はありません。)

